

# 地域農業計画の計画目標体系， 計画軸体系，計画地域規模

—いわば「所定地域—生産力追求型計画」の場合—

熊 谷 宏

## 1 は し が き

昭和30年代後半以降のいわゆる持続的高度経済成長下ならびにいわゆる基本法農政下でむしろ、わが国の農業生産・経営面では種々の矛盾ないし問題が発生してきた。そしてこのような諸問題の全面的解決をめざして、昭和40年頃から多くの市町村で一定（所定）地域全体を対象とした地域農業計画が作成されるようになってきた。いま国の法律・要綱にもとづいて作成された代表的なものをみても、昭和44年の改正地方自治法による「市町村総合振興計画」、昭和44年のいわゆる「農振法」による「農業振興地域整備計画」、昭和52年からの「地域農政特別対策事業」による「市町村総合推進方策」などをあげられよう。

ところで以上の地域農業計画は、筆者の分類<sup>1)</sup>による、① 農業所得追求型計画、② 所定地域—生産力追求型計画、③ 不定地域—市場対応力追求型計画、④ 地域間生産調整型計画の①—④に区分される。

さて、本稿は、この所定地域—生産力追求型計画についてこれの計画目標体系および計画軸体系を明らかにし、実施可能性ならびに実施効果の高い計画の体系を明らかにしようとしたものである。所定地域—生産力追求型計画はあくまで地域農業計画である。しかし上述した計画事例からも明らかのように、実際にはこれは地域農業計画のみで完結しているわけではない。多くの場合、地域社会・地域生活面計画をもそのなかに含んでいる。あるいはこのような別の計画によって裏打ちされている。筆者の分類による不定地域—市場対応力追求型計画は純粋に地域農業計画であって、実際にもこのような地域社会・生活面計画などをそのなかに何ら含まないし、また含む必要もない。またこのような計画によって裏打ちされる必要もない<sup>2)</sup>。何故に所定地域—生産力追求型計画は本来別種の計画群をそのなかにとりこみ、あるいはこれによって裏打ちされねばならないのか。このことすなわち計画目標体系・計画軸体系の検討→計画体系の検討が本稿の第1の課題である。

また、所定地域—生産力追求型計画に区分すべき地域農業計画について最近、その計画地域を唯一市町村界あるいは集落界でとるべきことがしばしば主張されている。分類名からも明

らかなように、この計画の計画地域は最初から与件されている。したがってこの種の計画では、どのような大きさの地域を計画対象とすべきかなどということはそもそも問題になり得ない。にもかかわらず、計画地域（規模）は集落（規模）にとるべきだとか市町村（規模）でとるべきであるとか実際面からいろいろ強調されている。いったい、これはどのような論拠によるのか。あるいは計画地域にこのように集落・市町村をのみ採用することは全く問題がないのか。このことの検討が第2の課題である。

いずれにしても、市町村などで所定地域—生産力追求型計画が頻繁に作成され始めてからすでに10年以上が経過した。しかし、この間実施された計画はごくわずかである。これはいったいどのような原因によるのか。この種の計画の計画体系が十分把握されていないことと計画対象地域（規模）の決定・選択方法に基本的問題があるのであろう。本稿は、このような問題に回答しようとしたものである<sup>3)</sup>。

- 1) 拙稿「地域農業計画の課題とその取扱い内容」、『Economic Frontier』創刊号、北海道情報広報センター刊、1975年。
- 2) 拙稿「前掲」。
- 3) なお本稿は、すでに発表している拙稿「地域農業計画とその作成手法に関する一試論」、柏 祐賢博士還暦記念出版『近代農学論集』所収、養賢堂、1969年、を部分的に基礎にしている。

## 2 「所定地域—生産力追求型」地域計画の計画体系 —計画目標体系と計画軸体系

ここで所定地域—生産力追求型地域計画とは、たとえば○○町農業振興計画とか△△町農村地域整備計画とか一般に名づけられているものがこれに含められ、その計画地域は地理的位置的にも空間的規模的にも最初から与件となっており、そこにおける農民の農業所得の増大を目的とするような計画をいう。地域規模が一定であり、農民（農家）数が一定の場合、つまり基本的な農業生産要素である地域内の土地面積および労働力数が一定の場合、そこにおける一定数の農民（農家）に対する平均的農業所得の増大のためには、何らかの方法によってこれら生産要素の生産力の地域平均的向上をはかるよりほかに方法がない。すなわち、このような視点から作成される地域農業計画を上述「所定地域—生産力追求型」計画と呼んでいる。

ところで、このような地域農業計画の計画主体は、このような一定の空間地域の地域農業を業務対象ないし業務基盤とする経済主体ないし機関であり、具体的には農業協同組合あるいは市町村行政当局であるとする考え方もある。そして、このような地域農業計画は、自らの業務を明確に進めてゆくための基礎的計画としてこれらの経済主体ないし機関によって作成されるものであり、営農面の有用な情報のひとつとして地域内の農民に利用されるものであるという考え方もある<sup>4)</sup>。しかし、ここではこのような考え方をとらない。地域農業計画はあくまで計画対象地域における農民（農家）によって発意されるものであり、したがって計画主体は農民

であり，地域農業計画は農民自らの営農活動を明確に展開してゆくための基礎的計画として農民自らの手によって作成されるものであるとの認識に立脚している。ただ，具体的な計画作成者には市町村行政当局あるいは農業協同組合などがなることもある。しかしこれは後述するように，利害相対立する多くの地域内農民が一堂に会し，自らの手によって地域農業計画を作成することが具体的技術的に困難なためにほかならない。このような場合，市町村行政当局あるいは農業協同組合は，地域農民の総意のもとに地域農民の代理者としてこの地域農業計画の作成にあたる。

### (1) 計画目標体系

さて，所定地域一生産力追求型地域計画の基本的計画目標は，そこにおける個別農家の農業所得の増大をはかることにある。つまり，個別農業経営に沈下固定した土地，労働力，資本財資本など一定量の生産要素のもとでこれらの質的向上をはかり，バランスのとれた経営(生産)部門の導入によってこれらの生産効率の向上をはかり，もって個別農業経営の農業所得の増大をはかろうとするものである。そしてこのことは，従前の個別農業経営における生産要素の投下可能性状況，つまり従前の個別農業経営の内給生産要素による量的・質的投下可能性状況のもとではすでにきわめて実現困難になっているので，一定の地域的範囲の個別農業経営間に「調整」をはかり，地域全体的には量的・質的に不変ではあるが，これらの生産要素についてそれぞれの個別農業経営で新たな投下可能性状況を作り出すことによってこれを実現しようとするものである。すなわち所定地域一生産力追求型計画とは，基本的に，個別農業経営の農業所得の増大獲得のために一定地域において個別農業経営間で投下生産要素に関する量的・質的調整をはかろうとする計画であるといつてよい。

ところで，地域全体的には一定であるこれらの投下生産要素に関する量的・質的調整のみならず個別農業経営間に以下のような事項に関する種々の「協調・協力・共同」関係が確保されるなら，個別農業経営におけるこれら一定量の投下生産要素の生産効率・利用効率および収益効率は一層向上しよう。そして，農業所得も一層増大しよう。すなわち，基本的には① 導入経営(生産)品目の選択とこれの量的・時期的・圃場位置的組みあわせに関して。② 地域外給的生产要素の調達と利用に関して。③ 品目別生産技術体系に関して。④ 個別農業経営(したがって地域)内給的生产要素の利用に関して。⑤ 各種作業の実施方式に関して。⑥ 地域内生産物の利用関係について。⑦ 出荷・販売面での諸機能に関して，などである。すなわち別言すれば，生産面については個別農業経営間におけるいわゆる補合ならびに補完関係の確保であり，このことをテコとした個別農業経営におけるいわゆる専門化とこれの地域的範囲における大規模化，ならびに地域的範囲におけるいわゆる多角化の利益の享受である。また出荷・販売面では主として地域的範囲における大量処理・取引による利益の享受である。そして，このような諸利益の積極的な享受をはかることもここでの地域農業計画の目標となる。上述の「基本

的計画目標」に対してこれを「副次的計画目標」と呼んでよいだろう。

ところでまた、以上のように所定地域一生産力追求型計画を一定の地域的範囲に立地するすべての個別農業経営間での「調整，協調，協力，共同」関係の確保計画と規定するならば，この計画は，これらの農家のいま一つの側面すなわち社会・生活側面に関する計画をもこれに含まるかあるいは後者によって前者は裏打ちされなければならないだろう。ここで計画対象となっている個別農業経営は，一定の地域的範囲で互いに地縁の関係にある。他方，これらの農業経営を包摂する個別農家も，ほとんどの場合前者と同じ地域的範囲で互いに地縁の関係にある。そして，これらの地縁の関係にある農家の生活面では，すでに何らかの内容および程度で結合的關係が形成されていることが多い。また，これらの生活面での結合関係には，農業経営面での諸活動・諸事項を契機として形成されているものが多い。他方農業経営面でも，これらの農家間にはすでに種々の結合的關係が形成されていることが多い。そしてこれらの結合関係には，生活面での結合関係によって補強・支持されているものが多い。つまり，ある一定地域における農業経営面での農家間の関係と同一地域における生活面での農家間の関係との間にはまた，すでに密接な関係が形成されていることが多いということである。したがって多くの場合，一定地域における個別農業経営に関する地域一体的な計画，すなわち所定地域一生産力追求型計画は，それがスムーズに実施され得，かつ高い実施効果をあげ得るためには，その計画地域における農家の社会・生活面に関する地域一体的な計画をもそのなかにとりこむか，あるいは後者によって前者は支持されなければならない。他方，このような地域農業計画にとりこまれるもともと互いに地縁的な農家群に関して，それまではたとえ社会・生活面および農業経営面で何らの地域的結合関係が存在しなかったとしても，後者の面におけると同時に前者の面でもより積極的に地域一体的な改善計画が作成され実施されるなら，後者にかかわる地域一体的な計画も一層実施可能になる。そしてその実施効果も安定的に高まる<sup>5)</sup>。すなわち以上のことから，上述の二つの目標に合せてここでの地域農業計画は，一般に，「補完的計画目標」とも呼ばれるべきいま一つの計画目標，農家の社会・生活面に関する地域計画目標をそのなかに有することになる。あるいはまた，この目標を有する別の地域計画によって常に補強されることになるということである。

以上，所定地域一生産力追求型計画とも呼ばれるべき地域農業計画の一般的計画目標体系について言及してきた。要するに，この種の地域農業計画の目標は，一般的基本的に「基本的計画目標」，「副次的計画目標」，「補完的計画目標」の三種からなるということである。そしてこれを模式図で示したものが図-1である。なお同図では，農業経営面と同様に農家の社会・生活面でも農家間の協調，協力，共同關係の確保によって副次的計画目標が追求され得ることを想定した<sup>6)</sup>。

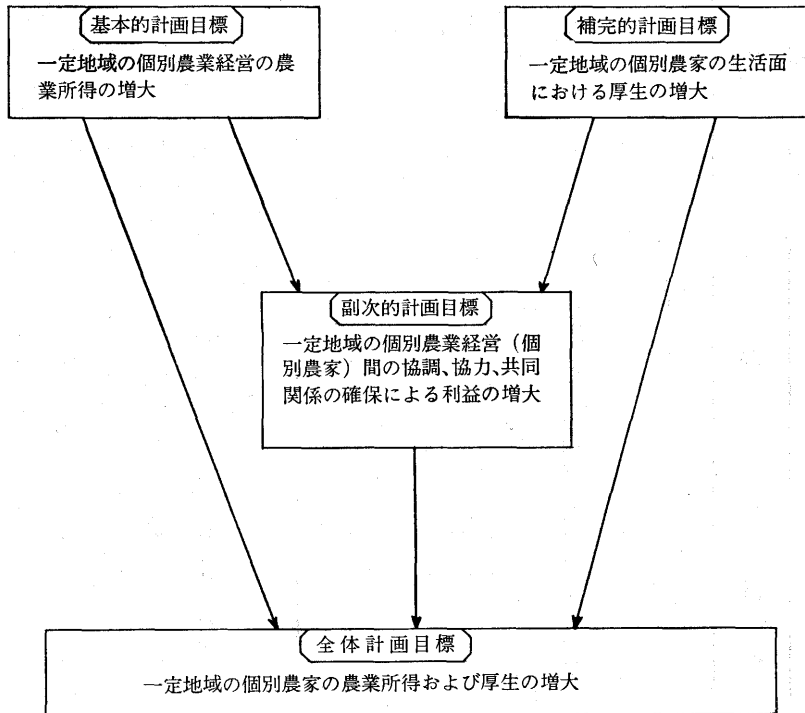


図1 所定地域—生産力追求型地域計画の目標体系

## (2) 計画軸体系

さて、所定地域—生産力追求型計画の目標体系が以上のようなものであるなら、この種の計画の計画軸は以下のように考えられよう。第1には、目標計画軸である。すでに述べたように、この種の計画の目標は、第一義的に、個別農家の農業所得の増大と農家家族員の厚生の上にある<sup>7)</sup>。しかし農家の農業所得を増大し、家族員の厚生をはかるといっても、これらをどの程度の水準で想定すればよいかは重要な問題であろう。すなわち、計画作成の第1段階に計画目標に関する計画が位置づけられるのである。そして次には、この計画目標を実現するにはどのようにすればよいかという点から以下のような計画軸（目標実現計画軸）が想定される。すなわち、前節での計画目標の分類にしたがって、いわば ① 個別的計画軸と ② 地域的計画軸である。個別農業生産・経営面での「基本的計画目標」の実現にかかわるものおよび個別農家の社会・生活面での「補完的計画目標」の実現にかかわる計画軸が個別的計画軸である。そして前者を ① 個別農業生産・経営計画軸と呼び、後者を ② 個別社会・生活計画軸と呼んでよいであろう。個別農業生産・経営計画軸にはさらに a 生産品目計画軸，b 生産技術計画軸，c 内給生産要素利用計画軸，d 外給生産要素調達利用計画軸，e 作業実施計画軸，f 中間生産物計画軸，g 出荷・販売計画軸，h その他計画軸などの八つの計画軸が想定され、個別社会・生

目標計画軸		個別農家に関して	
		農業生産・経営面で	社会・生活面で
目 標 実 現 計 画 軸	個 別 的 計 画 軸	個別農業生産・経営計画軸	個別社会・生活計画軸
		① 導入生産品目の選択とこれの量的・时期的・圃場の組みあわせ（生産品目計画軸） ② 品目別生産技術体系の選択（生産技術計画軸） ③ 既存内給生産要素の利用（内給生産要素利用計画軸） ④ 新規外給生産要素の調達と利用（外給生産要素調達利用計画軸） ⑤ 各種作業の実施（作業実施計画軸） ⑥ 副・中間生産物の利用（中間生産物計画軸） ⑦ 出荷・販売面諸機能に関して（出荷・販売計画軸） ⑧ その他（生産面・出荷販売面の諸研究など）	① 住宅立地に関して（住居計画軸） ② 道路・交通手段に関して（道路・交通計画軸） ③ 教育面に関して（教育計画軸） ④ 保健・衛生面に関して（保健計画軸） ⑤ 生活資材の調達に関して（生活資材調達計画軸） ⑥ 慰安・娯楽面に関して（娯楽計画軸） ⑦ その他
	地域的計画軸	（協調・協力・共同関係の地域的） 確保に関して 地域生産・流通計画軸	（協調・協力・共同関係の地域的） 確保に関して 地域社会・生活計画軸
全体軸		以上全体で地域農業計画軸	以上全体で地域社会計画軸

注：地域社会計画軸は、この種の計画に含まれるか常に別の計画としてこの種の計画を補強している。

図2 所定地域—生産力追求型地域計画の計画軸体系—具体的な計画作成側面からみて

活計画軸にはまた ㉑ 住居計画軸，㉒ 道路・交通計画軸，㉓ 教育計画軸，㉔ 保健計画軸，㉕ 生活資材調達計画軸，㉖ 娯楽計画軸，㉗ その他計画軸などと呼んでもよい七つの計画軸が想定され得よう。他方，一定の地域内で個別農家，農業経営群が互いの協調，協力，共同関係の確保によって「副次的計画目標」を実現するための計画軸が地域的計画軸である。そしてこれにも前節で述べたところから，農業生産・経営面に関する ㉘ 地域生産・流通計画軸と，社会・生活に関する ㉙ 地域社会・生活計画軸とが想定されよう。そして以上を総合して，農業生産・経営面に関する諸計画軸を地域農業計画軸と呼び，農家の社会・生活面に関する諸計画軸を地域社会計画軸と分類することもできよう。所定地域一生産力追求型計画に関する以上の計画軸を体系的に一覧したものが図一2 である。

ところで，以上の計画軸は具体的な計画作成側面からみたものである。地域農業計画には基本的に，これの作成主体，これの実施主体およびこれによる受益主体の3主体が介在する。そしてこの地域農業計画がスムーズに実施され得，高い実施効果をあげ得るためには基本的に，これら3主体が同一人であることが望ましい。ここでの計画ではもちろん，これら3主体は同一人と想定されている。ところでこれらの3主体が互いに同一人であっても，これらの構成主体はそれぞれ複数人であり，互いに異質的である。したがって，これらの複数主体を計画主体，実施主体，受益主体のなかに統一的にとりこむことはもともときわめて難しい。したがって，ここでの計画が実施可能性が高く実施効果の高い計画になり得るかどうかは，まさしく，これら多くの主体をこれら基本的3主体にいかに統一的にとりこめるかにかかっている。すなわち，計画主体，実行主体，受益主体としてきわめて多くの個人をいかにして調整・統一するか，このことがまたこの所定地域一生産力追求型計画の重要な論点であり，いまひとつの重要な計画軸であるということである。そしてこれを主体間調整に関する計画軸第1段階と呼んでおこう。

いま，図一2で分類した地域農業計画軸でみてもここに介在する主体にはいろいろある。ここでの計画主体，実行主体，受益主体は基本的に同一人であり，いずれも一定地域のすべての農民（農業経営，農家）である。しかしこれらの農民は，経営要素の所有状況，農業経営規模，経営形態，および農家経済に占める農業経営の位置など現在の農業経営状況は互いに異なっており，将来の農業経営意向も互いに異なっている。そして，このような農業経営面での現状および将来方向の相違などを反映して，同じく地域社会計画軸の計画主体，実行主体，受益主体を構成するこれらの農家も，現状および将来方向の社会・生活側面で互いに異なっている。これら一定地域の相異なる性格のすべての農家を基本的3主体としてどう統一するか。このことはきわめて難しい問題である。

ところで，所定地域一生産力追求型計画では調整工夫されねばならないいま三つの重要な主体間問題がある。一つは一定地域内の農家群と非農家群。二つ目は当該地域内・外の主体間。

三つ目は以上のすべての範囲について現在と将来の主体間の問題である。すべての個別農業経営（農家）をとりこんだ一定地域での計画の作成に際して、その地域にはもともと計画対象外  
 の非農家群がすでに立地している。そして前述の地域農業計画軸および地域社会計画軸の両面  
 で両主体は互いに対立的関係になることがある。たとえば、地域内産業の組みあはせ、地域内  
 土地利用、畜産悪臭など農業公害、汚水など生活公害および環境保全問題などを通じてであ  
 る。地域内非農家群はいわば計画与件の主体あるいは派生的受益主体とも位置づけられよう  
 が、これら両主体間をどう調整するか。このことは所定地域一生産力追求型計画の重要な論点  
 であり、主体間調整に関する計画軸第2段階をなす。

また、一定地域の農業経営（農家）群と地域外の各主体間でも地域農業計画軸および地域社  
 会計画軸の両面でしばしば対立的関係が発生しよう。たとえば、当該地域の計画地域としての  
 位置づけ—農業地域、住宅地域、あるいはレクリエーション地域など—などの問題を通じてで  
 ある。地域外各主体は計画与件の主体とも位置づけられようが、両者の関係をいかに調整す  
 るか、このことは同じく主体間調整に関する計画軸第3段階を構成しよう。

ところで以上は、現在の主体に関してであった。所定地域一生産力追求型計画は、ある一定  
 地域に関する将来の農家のあり方を模索するものである。とすれば、その地域にかかわる内  
 的・外的な将来の主体は各側面でこの計画の影響を受けることになる。であれば、必ずしも  
 予測が容易でないとはいえこれら将来の関係主体の意向もこの計画にとりこまれてなくてはな  
 らない。つまり、現在の主体と将来の主体にかかわる調整問題である。これは、地域農業計画  
 軸および地域社会計画軸の目標計画軸、目標実現計画軸のすべての面にかかわってこよう。地  
 域内土地利用、農業生産技術の選択、生態系と自然環境問題などはここで特に重要な事項であ  
 る。そしてこれらの処理は、ここでの計画の主体間調整に関する計画軸第4段階をなすと  
 いうてよいだろう。

以上、いずれにも所定地域一生産力追求型計画とも呼ばれるべき計画は、その名が示すよう  
 に地域全体計画である。そしてそれだけに他の計画（いわば機能的集団に関する計画でもある  
 不定地域—市場対応力追求型計画など）と比べてその計画軸はきわめて多面にわたる。同時に  
 互いに対立的な関係主体がきわめて多くなる。これら主体間および対立的諸事項をいかにうま  
 く調整するか。このことがこの計画の重要な論点となり、重要な計画軸をなす。この意味で所  
 定地域一生産力追求型計画は、相剋葛藤にかかわる計画であるともいえる。

4) たとえば、藤谷策次氏は、日本農業経営研究会昭和54年度秋季大会での（統一課題「地域農業振興  
 と地域計画」）森 昭氏の報告に対するコメントのなかでこのような考え方を明らかにしている。『農  
 業経営研究』33号、1979年。

5) たとえば、過疎農村地域あるいは北海道の農村地域ではこのことが一般的にいえよう。とくに北海  
 道の農村地域では、開拓入植当時のいわゆる植民区画による土地配分方式が農家住宅の立地配置にも  
 重要な影響を与え、従来から厳しい散居方式が採用されている。ために、とくに冬季間（11月～4



月)，自然的条件が厳しいこともあってこれらの農家間では相互の基礎的コミュニケーションさえ確保できなくなることがしばしばある。これらの農村地域では，農業生産・経営面での地域一体的改善よりも集落再編を含めた農家の社会・生活面での諸改善を農民はより望んでおり，これらに関する地域一体的な計画の作成ならびに実施が緊急の課題となっている。そして，これまで作成されたこれらの地域の地域農業計画は，ほとんどの場合社会・生活面に関する地域一体的な計画によって補強されている。

- 6) このような地域農業計画を含めて地域計画の目標の体系的なとらえ方については，次の文献が示唆深い。三木季雄，増田三夫稿「インダストリアル・パーク構想を実現するための計画方法」第3講，『産業立地』昭和49年8月号～50年2月号，日本工業立地センター。
- 7) 農家家族員の社会・生活面での厚生増大は，鈴木忠義氏の言葉によって「生存軸」，「自己開発軸」，「レクリエーション軸」（同氏稿「地域開発と観光，レクリエーション」，『地域開発』，昭和48年）を通じて，「安全性」，「健康性」（以上必要条件），「利用性」，「快適性」，「経済性」（以上十分条件）（上田陽三稿「生活環境からみた農村集落のあり方」，『天北地域における農村再整備計画のための諸基準に関する研究』所収，北海道開発局刊，1974年）の向上によってもたらされる。

### 3 「所定地域一生産力追求型」地域計画の計画地域規模

それでは，所定地域一生産力追求型ともみべき計画の計画地域の大きさについてはこれをどう考えればよいか。他の種の地域農業計画（不定地域一市場対応力追求型計画）ではこの計画地域規模の確定が重要な計画側面を構成している<sup>8)</sup>。

さて，分類名からも明らかのように，この種の計画の地域規模は最初から与件されている。すなわち，この場合の計画地域は，もともとこれに参加する個別農業経営（農家）群によってたとえば「〇〇字範囲」でとか「〇〇町範囲」でなどというように主体的に選択されるもので，計画作成作業に先立ってその位置および大きさはあらかじめ決定されている。したがって，この種の計画において計画地域規模の確定は，自ら計画側面（作業）を構成しない。別言すれば，計画作成過程で計画地域の大きさは何ら問題にならない。

とはいえこの場合，これらの参加個別農業経営（農家）群があらかじめ計画地域をどう選択すればよいかは重要な問題であろう。この場合の選択基準としては ① 地域計画がそこで作成されやすいこと，② 計画内容水準がそこで十分に高められること，③ 作成された計画がそこで実行されやすいこと，④ 実行された計画がそこで十分に高い効果を発揮できることなどの点が指摘されよう。他方，この所定地域一生産力追求型計画ではきわめて多くの主体が介在する。前節によってこれらの主体を分類すれば，大きくは表一1のようにも示されよう。しかも，これらの主体は互いにはきわめて異質的である。つまり，表一1の分類による項目別主体間ではいうまでもなく，同項目主体間でも異質度はきわめて大きい。したがってこの種の地域計画における計画地域規模のあらかじめの選択は，上述した四つの基準に照らしつつこれらの主体間での調整が十分に可能な範囲という基準でなされることになる。すなわち表一1の分類によっていえば ① 同項目主体間で調整可能な地域，② 異項目主体間で調整可能な地域な

表1 所定地域一生産力追求型地域計画における主体の分類

I] 関係する計画軸という点から	II] 計画への関係の直接性・間接性という点から	III] 計画への関係の時期という点から
① 地域農業計画軸に関係する主体	① 直接的に関係する(内的)主体 ② 間接的に関係する(外的)主体	① 現在において関係主体
② 地域社会計画軸に関係する主体	④ 当該計画地域内非農家 ⑤ 当該計画地域外主体	② 将来において関係主体

ど選択可能な地域群の重層化を通じてである。

いずれにしても、所定地域一生産力追求型計画は、① 将来に向かって、② 地域内個別農家の農業所得の増大をはかること、そして③ このことを能率的に実現するために合わせて地域内個別農家の社会・生活面での諸改善をはかることを目的としている。そしてここでの計画地域は、位置的にも規模的にも、きわめて多くの関係主体間の調整を経つつ、一定の地縁的農家集団地域として計画作成に先立ちあらかじめ選択される。

ところで、このようにあらかじめ選択さるべき具体的地域規模にしばしば「集落」が採用されることがある。そしてこれの理由として次のような点が指摘される。たとえば平山氏によれば、① 土地の所有関係と地理的分布関係がそこでおおよそ一致し得ること、② 異質・混住化した農村社会でもそこでは合意形成が可能なことである<sup>9)</sup>。つまり、農業生産の基本的基盤である土地の地域的協調的利用が可能で、農家および非農家を含めて日々のインターフェイス関係の確保が可能なのは集落域であるという判断である。確かにこの場合には、計画地域内に立地する主体間の調整は容易で、計画にかかわる主体がこれらだけである限り、精度の高い実行可能な地域計画が作成され得よう。しかしすでに述べたように、ある地域計画にかかわる主体はこれらだけではない。他方、より大きな計画地域が選択されるならば計画効果水準の一層高い計画の作成も可能になる。すなわち、高い内容(効果)水準と実施可能性という点から、計画地域規模に集落域を採用することは必ずしも全面的に妥当とはいえないようだという点である。加えて、このような集落域の主張に際してはしばしば、これの具体的な大きさが明示されていない<sup>10)</sup>。

また、このような地域規模に市町村域あるいは農業協同組合域が採用されることがある。そしてこのことの根拠として、森氏などは、次のような点を指摘している<sup>11)</sup>。このような地域計画の計画主体には市町村行政体あるいは農協がなること。そしてこのこと理由は、地方行政体は以前から行政の末端組織として各種の事務を担当し、行政的側面から総合的計画を立案するのに最適であること。また農協は経済的側面では地方行政体的機能を果し、農家・農業面で地域総合的計画を立案するのに最適であること。そしてこれらの計画主体との一致性という点から、計画地域には各行政体域(市町村域)および農協域を採用するのが妥当であるということである。といえ、このような地域計画の目標が地域内個別農家にかかわるものである

場合，単に市町村ならびに農協が計画主体であるからといって計画地域規模もこの計画主体の活動域に一致させる必要があるか。確かに，多くの主体間での調整活動を実施し易いことから市町村および農協が計画作成主体になることは妥当であろう。しかしこの場合，あらかじめの計画地域規模の確定は別の観点からなされるべきであろう。

さらにいま一点，所定地域一生産力追求型計画であらかじめ選択される地域については，最近のいわゆる地域主義論との関係を述べておかなければならない。この地域主義論とは，過去の日本における行政，経済，生活など各側面での中央集権的システム確立過程で発生してきた種々の弊害を是正するには，たとえば玉野井氏によれば「一定地域の住民が，その地域の風土的個性を背景に，その地域の共同体に対して一体感を持ち，地域の行政的・経済的自立性と文化的独立性とを追求する<sup>12)</sup>」しかないなどという発想にもとづくものである。そしてこの場合の地域規模にはおおむね，人間以外の動植物をも含めたエコロジ的地域内循環完結的地域が採用され，かつてのムラの機能を評価しつつそこで地域共同体の形成を主張するものである<sup>13)</sup>。ところでここでの地域計画であらかじめ選択されるべき地域はむしろ，近年の技術面・経済的・生活的大規模化・広域化傾向に積極的に対応し，なおかつ個別農家の個性を一層主張しようとして地縁的集団として形成されるものである。そしてここで形成される農家の共同体は，自立した個別の有機的結合である。さらにここで選択される地域規模は，必ずしも全生物を含めたエコロジー的地域内循環完結的地域とは限らない。つまり形成動機，地域内容および規模などで両地域は相違しているということである<sup>14)</sup>。

8) 拙稿「前掲」および拙稿「地域農業計画における地域組織体系確立法」、『Economic Frontier』第2号，北海道情報広報センター，1976年。

9) 平山嘉夫稿「集落段階における経営計画の主体と手法」『農業経営研究』33号，1979年。

10) このような集落域は，ある場合には「実行組合」として念頭におかれていることもあれば，「行政区」であることもある。あるいはこれらの重複したもので想定されていることもある。

11) 森 昭稿「地域営農計画の策定と条件整備」『農業経営研究』33号，1979年。

12) 玉野井芳郎著『地域分権の思想』，東洋経済新報社，1977年。

13) 地域主義論のレビューとしては次の文献が有益であろう。今松英悦稿「REVIEW 地域主義研究集談会」、『地域』第1号，大明堂，1979年。

14) 本節に関してとくに有益だった参考文献をあげておこう。渡辺兵力稿「地域農業再編の課題」，西村甲一稿「集落の動向と農政」，いずれも『長期金融』第53号，農林漁業金融公庫，1978年。榎山他（座談会）「地域の思想を探る」，『地域』第1，2号，大明堂，1979～1980年。山田定市稿「地域と農民」，上野登稿「時代に耐える地域概念」，いずれも『地域』第2号，大明堂，1980年。

#### 4 むすび—地域農業計画のいわば統制経済計画的性格について

しばしば問われる地域農業計画のいわば統制経済計画的性格について，最後に簡単に言及しておこう。地域農業計画はそのなかに多くの個別農業経営を包含し，この計画の実効を高めるためにはこれら個別農業経営の諸活動のある程度規制しなければならないことから，これはし

ばしば統制経済的計画であるように思われている。しかしこのことはあたらない。所定地域一生産力追求型計画は基本的に、個別農業経営の農業所得の増大をもとめて個別農業経営自ら作成し実行するものである。いわば、個別農業経営自体の自主調整・自主規制計画である。したがってこの計画は、そこに包含される個別農業経営の活動のある種の外部圧力によって統制するというような内容のものではない。またこの計画は、個別農業経営をとりまく各種市場によりうまく対応するために個別農業経営自らその対応方式を模索したものである。したがってその具体的な対応が個別農業経営群の各側面に関する集団形成であっても、このことから直ちにこの計画が統制経済的計画であるということにはならない。この点については、すでに高度な成長をみせている共販体制と基本的に同様の内容のものである。さらにこの計画は、このなかに包含される個別農業経営間の互いの調整をすべていわば政治的システム（条文化された規則など）によってなそうというものではない。もちろん可能な限り、より有効な限り、そこではいわば市場システムも採用されよう。いずれにしてもこの計画は、個別農業経営群の調整計画であり、協定計画であり、目標計画であり、あるいは誘導計画であるといってもよいものなのである。